

「私的整理に関するガイドライン」運用に関する検討結果

私的整理に関するガイドライン実務研究会

「私的整理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が採択され適用が開始されてから1年間が経過し、これまでに6件の私的整理がガイドラインを利用して実施された。金融機関に対しては債権放棄などの負担を求められるが、一般商取引債権者に対する影響が少ないことが知られるに及んで、ガイドラインによる私的整理の開始によって、債務者企業の事業価値毀損のおそれが少ないなどのメリットがあることが実証された。

不良債権処理を加速させる中で、活力を失って回復の見込みが乏しい企業は整理淘汰し、市場活性化の障壁を取り除かなければならない一方で、過剰債務負担のために現に窮境にはあるものの、事業価値があるために、その負担を軽減すれば再生可能な事業は、その財務と事業の再構築を急ぎ日本経済の蘇生に役立てる必要がある。そのためのルールが「私的整理に関するガイドライン」に他ならない。

しかしながら1年間が経過し、手続中のものを含め6件のガイドラインによる私的整理が実施されたにとどまったことから、ガイドラインが十分に活用されたとは言えないとの批判がある。

そこでガイドラインの一層の活用を促進させるべく、その作成にあたった「私的整理に関するガイドライン研究会」(以下「研究会」という)の有識者委員の有志、私的整理実務家、金融機関担当者等を構成員(末尾記載のとおり)とする「私的整理に関するガイドライン実務研究会」(以下「実務研究会」という)を発足させ、1年間の実績を踏まえて運用実務の問題点について、2002年9月17日、同月25日、同年10月29日の3回(他に1回のワーキング・グループの会合)にわたり研究会を開催して、検討した結果は次のとおりであった。大方の意見を集約したものであるが、今後の実務において参考にされることを期待する。

第1 再建計画案の内容

ガイドライン適用の特徴は、透明性の高い手続の中で、原則として選任された中立の専門家アドバイザーによって、調査報告書が作成・提出され、再建計画の内容について高い客観性・公正性が付与されることにある。この点を踏まえていれば、再建計画案の中の要件についても、合理的な例外を排除するものではないことを確認する。

1 3年以内の実質債務超過解消

ガイドライン第7項(2)は、再建計画案の内容は、債務者会社が「実質的に債務超過であるときは、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処に実質的な債務

超過を解消することを内容とする。」ものでなければならないと定める。これは原則を定めるものであって合理的な例外を排除しない。このことは3年以内を「目処に」と定めていることから導かれる。造船業の実例では債務超過解消に5年を要する計画であるが、受注から完成まで2年以上を要する事業の特質からやむを得ないものであり、合理的な例外といえる。しかし徒に整理淘汰すべき事業の延命を図るべきではないから、債務超過解消期間を3年とする原則は維持すべきであるし、例外による期間延長にも一定の合理性が必要となることは言うまでもない。なおこれまでの実例の6件中3件の再建計画は、私的整理成立日が属する会計年度末までには債務超過を解消させる内容であった。堅実な再建のためには3年「以内」の早期に債務超過解消を図るのが望ましい。

上場企業の破綻が相次ぐ中で、投資家の証券取引市場に対する信用を維持するために、東京証券取引所は、2002年8月20日、「株券上場廃止基準」及び「上場株券の市場第1部銘柄から市場第2部銘柄への指定替え基準」を改正し、同年10月1日から施行した。この新しい基準によれば、最近1年間に終了する連結会計年度（平成14年10月1日以後に開始する年度）の末日において債務超過の状態にある場合、翌連結会計年度の末日においても債務超過の状態であるときは上場廃止とするものとされ、市場第1部銘柄の上場会社が、最近1年間に終了する連結会計年度（平成14年10月1日以後に開始する年度）の末日において債務超過の状態にあるときは、当該銘柄は市場第2部銘柄へ指定替えを行うとされた。債務超過1回で1部から2部へ移動、債務超過2回で上場廃止とされた。しかし債務超過となった場合にも、ガイドラインに基づく私的整理により成立した再建計画により、債務超過となった翌々年度の末日までに債務超過の解消が見込まれる銘柄については、それまで上場廃止は猶予され、また同じく再建計画により翌年度の末日までに債務超過が解消される銘柄については、それまで1部から2部への移動も猶予される。つまり債務超過となることが見込まれる場合には、速やかにガイドラインに基づく私的整理を開始し、早期に債務超過を解消できる再建計画を成立させれば、そうしなかった場合に比べて、上場廃止と2部への移動は、それぞれ1年間猶予されることになったのである。つまり通常の場合は債務超過が2年続いた場合に上場廃止、1回でも債務超過となった場合には直ちに2部へ移動となるが、ガイドラインによる私的整理を行った場合には、それぞれ3年後と翌年と1年の執行猶予が認められる。上場会社にとって証券取引市場の1部上場を維持し、更には上場を維持することが極めて重要であることは言うまでもないが、債務超過に陥ることが想定されるに至ったときは、早期にガイドラインによる私的整理を開始し、その結果成立した再建計画により債務超過となった翌々年度末日までに債務超過を解消させることができれば、上場廃止を免れることができるし、翌年度末日までに債務超過を解消できたときには2部落ちも免れることが可能である。ガイドラインに基づく私的整理によって挽回できるチャンスが与えられた。

2 3年以内の経常利益黒字化

ガイドライン第7項(3)は、再建計画案の内容は、債務者会社が「経常利益が赤字であるときは、再建計画成立後に最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処に黒字に転換する

ことを内容とする。」ものでなければならないと定める。これも原則を定めるものであるから合理的な例外を排除しない。しかしガイドライン第3項(2)は、対象債務者企業の適格として「事業価値があり重要な事業部門で営業利益を計上しているなど債権者の支援により再建の可能性があること」と定めている。したがってその性質上から、期間延長を認めなければならない例外的、合理的な理由があると認められる事例は、実質的債務超過解消の期間延長を認める場合に比してより少ないであろう。これまでの再建計画の実例はいずれも、私的整理成立の日の属する会計年度の次の年度末までには経常利益が黒字になるものとしている。

3 株主責任

ガイドライン第7項(4)は、「対象債権者の債権放棄を受けるときは、支配株主の権利を消滅させることはもとより、減増資により既存株主の割合的地位を減少又は消滅させることを原則とする。」と定める。「『私的整理に関するガイドライン』Q&A」(以下「Q&A」という)のQ&A 40に記載されているように「・・・安易な債権放棄を招かないようにモラルハザード対策を講じるべきであり、債権者・債務者間のみならず、社会的にも納得できるような形で・・・株主責任をとることが正義に適うと考えられ」ることから定められた。これまた原則を定めるものであって合理的な例外を排除するものではないが、これまでは例外的取扱をしなければならないものはなく、いずれも減増資により既存株主の割合的地位を減少させた。しかし増資により割合的地位が減少することになるから常に減資をしなければならないものではない。またQ&A 6に記載されているとおり、「支配株主」は「・・・実質的にその債務者の意思決定をコントロールしているオーナー」などであって、いわゆるメインバンクの株式などは、消滅させなければならない株式にはあたらないと考えてよからう。中小企業にガイドラインが適用されたような場合には、新たな増資を得られないこともあり得る。既存株主の権利を減少又は消滅させなくとも正義に反するとはいえないような場合が全くないとは言い切れないであろう。どのような場合に合理的な例外にあたるかは、今後の事例の積み重ねの中で引き続き検討を要する。

4 経営者責任

ガイドライン第7項(5)は、「対象債権者の債権放棄を受けるときは、債権放棄を受ける企業の経営者は退任することを原則とする。」と定めるが、研究会が作成したQ&A 41には、「・・・経営悪化に伴って旧経営陣は既に退任しており、新しいスポンサーや主力の金融機関から新たに派遣された経営者が、新経営体制の下で再建計画を作成し債権放棄の申し出を行うなどのケースがあります。そのようなケースまで退任を必須としているわけではなく、その場合には個別に対応する必要があります。」と記載されている。これまた原則を定めるものであって例外があり得る。これまでの事例では、社長、会長、代表取締役は退任したが、その他の取締役の全部又は一部はその地位にとどまり、新たなスポンサーが付いた場合を除いては、むしろ現取締役の中から新代表取締役が選任されるのが一般的であった。債務者企業が窮境に至った原因について責任があれ

ば、平取締役といえども退陣するのが当然であるが、取締役であるからといって当然に退任しなければならないものではなからう。また人材確保などの点から柔軟に対応しなければならないことも少なくないであろう。中小企業にガイドラインが適用された場合にも、窮境に至った原因について責任のある経営者が、原則としてその地位に留まることが適当でないことには変わりがない。しかし、旧経営者を放逐したのでは事業経営存続に支障を来す場合があることも考えられるので、社長などとして遇するかどうかはともかくとしても、実現性の高い再建計画が策定できることを前提としつつ、事業再建のために欠かせない人材確保のために何らかの工夫が必要となることがある。

5 平等衡平

ガイドライン第7項(6)は、「再建計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等であることを旨とし、債権者間の負担割合については、衡平性の観点から個別に検討する。」と定める。ところがこれまでの実例は、いずれも債権放棄等はメインバンクと準メインバンクだけが行うが、債権放棄等の割合は準メインよりもメイン行が多く、メインと準メイン以外の金融機関には債権放棄は要請せずに、与信残高維持(期限の猶予)と金利統一だけを求めるとするものであった。

メインバンクがある程度の負担をするのは、やむを得ないとの意見も理解できるが、「平等を旨」とするガイドラインからは乖離している可能性があるとの指摘もあった。またメインバンクに負担を過度に「しわ寄せ」するとき、ガイドラインによる私的整理の要の役割を果たすメインバンクにとって経済合理性のないものとなりかねない。また限られた期間内に対象債権者全員の同意を取り付けることが困難であることも、与信残高が多くないいわゆる下位行に債権放棄等を求めることが実際的でない理由の一つにあげられている。個別具体的事情により判断すべきであるのは当然ではあるが、平等と衡平を旨とするための一層の努力を続けるのが相当であろう。

第2 対象債権者全員の同意

ガイドライン第8項(4)は、「対象債権者全員が再建計画案に同意する旨の書面を提出した時に再建計画は成立する」と定め、同第8項(6)は、「再建計画案に対して・・・対象債権者全員の同意が得られないときは、・・・私的整理は終了し、債務者は法的倒産処理手続開始の申立をするなど適宜な措置をとらなければならない。」と定める。債権者全員の同意を得ることは困難であるところから、全員の同意がなくとも4分の3以上の同意が得られたときは、私的整理は成立したものとすべきであるなどの意見もあった。しかし法的拘束力を持たない私的整理手続においては、多数決によって不同意者の権利を変更することはできないことも当然である。如何ともし難いところである。もっとも Q&A 4 4 に記載されているとおり、「・・・ほとんど全ての債権者が同意したにもかかわらず、ごく一部の債権者の同意が得られない場合において、その債権者を対象債権者から除外しても再建計画上大きな影響が出ない場合は、同意しない債権者を除外して再建計画を成立させることも可能で」あり、この場合には法的手続に移行するまでもなく、不同意

債権者を除く債権者と債務者間で私的整理を成立させた上で、特定調停手続などにより不同意債権者との交渉を継続することも可能である。紳士協定であるガイドラインにおいては、公的使命を担う多数の金融機関が経済合理性に基づく妥当な判断により合意に達することを期待しており、一部金融機関が頑強に抵抗して「ごね得」を狙うことは想定していない。

第3 中小企業に対する適用

1 中小企業も利用可能

ガイドラインは中小企業も利用可能である。しかしガイドライン第1項(1)に記載してあるとおり、ガイドラインによる私的整理は「多数の金融機関等が・・・主要債権者又は対象債権者として関わることを前提とする」ものである。Q&A3には、「どの程度になったら「多数」と言えるかについては、それぞれのケースの特殊事情もありますので断定できませんが、金融機関等債権者が数社以内の場合には、このガイドラインに定める手続によるまでもなく、適宜な方法で協議して再建策を取り決めることができるでしょう。」と記載されている。とすると対象金融機関の数が少ない場合にもガイドラインを利用することができるとしても、取引金融機関数が1～2行であることが多い中小企業にとっては、債権者会議や一時停止などの手続には手間がかかって厄介であると受け取られる可能性がある。

2 ガイドラインによる手続に準じた利用

そこでガイドラインによる手続の全部を踏まないでも、その一部を利用してガイドラインによる手続に準じた手続により債務整理を行うことが考えられる。公正な第三者である専門家アドバイザーに再建計画の妥当性、経済合理性、実行可能性を客観的に検証させることもガイドラインの重要なポイントの一つである。特に商法上の監査を受けていない中小企業にとっては、公認会計士を含むアドバイザーの調査検証を受ける意義は大きい。

ガイドラインによる私的整理には、債権放棄の損金算入や債務免除益に対する課税問題の他にもDIPファイナンスによる融資を受けやすいなどの利点があるが、例えば一時停止通知や債権者会議などは大掛かりに過ぎるとしても、専門家アドバイザーを依頼して、債務者会社の「資産負債や損益の状況及び再建計画案の正確性、相当性、実行可能性などを調査検証」(ガイドライン第5項(3))させて、その客観性を担保することにより、課税問題やニューマネー融資についてガイドラインによる手続をとった場合に準じた取扱いが望まれる。

3 再建計画案の内容に関する要件の緩和の是非

対象債務者が中小企業だからといって、ガイドライン第3項と第7項に定める対象債務者の適格や再建計画の内容に関する要件を緩和してもよいかについても協議したが、合理的例外にあた

るかどうかはケース・バイ・ケースで判断すべきであって、中小企業だからといって一般的に要件を緩和しなければならないとするのは相当ではないとの意見が大勢を占めた。

4 特定調停手続の利用

中小企業が1～2行の金融機関から債務免除などを受けて過剰債務の負担を軽減して再建するためには、金銭債務に関する調整をして経済的再生を図るための「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」(特定調停法)による特定調停手続を利用することなどが考えられる。この種の特定調停の場合には、予め用意した法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的知識を有する弁護士や公認会計士・税理士や不動産鑑定士などの専門家である調停委員が指定され、専門家調停委員を含む調停委員と調停主任裁判官からなる調停委員会の関与の下に調停が進められて、「特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容」の調停成立に至る。法人税基本通達(9-4-1、9-4-2)は、債権放棄等について損金算入が認められるためには、「業績不振の会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので、合理的な再建計画に基づくものであることなどを要する」としているが、特定調停法が定める調停内容についての実体的要件とこの法人税基本通達が示す基準は、同じではないが重要な点において重なるものと解される。そうすると特定調停成立により債権放棄がなされる多くの場合には、税務当局によってその損金算入が認められる蓋然性が高いが、調停成立に先立ち国税局または地裁本庁所在地にある税務署の法人税課第1部門における事前相談により確かめることもできる。もっとも各地の裁判所で現に行われている特定調停には、個人消費者の多重多額債務の整理を目的とするものが多く、未だ過剰債務を負担する企業の再生のために十分の門戸が開かれているとは言い難いし、企業再生に精通した専門家調停委員が十分に配備されているとは言えない現状にあることも否めない。今後この種の特定調停事件増加の兆しが見えたときには、その需要を満たすことができるような人的整備などがなされることが期待される。

第4 専門家アドバイザー

1 専門家アドバイザー候補の事前選定と事前相談

ガイドライン第5項(3)は、第1回債権者会議において、「資産負債や損益の状況及び再建計画案の正確性、相当性、実行可能性などを調査検証するために、公認会計士・・・弁護士・・・その他の専門家(アドバイザー)を選任」できるとしているが、実際にも今までの全ての案件で選任されており、専門家アドバイザーを原則として選任する運用は正しい。専門家アドバイザーを選任する主体は対象債権者であるが、これまでの例では主要債権者が予め人選した上で推薦し、その提案のとおり選任されている。やむを得ない運用であると思われる。さらに現実には一時停止通知を発するかなり前から、専門家アドバイザー候補者は、主要債権者と債務者企業から立案中の再建計画案の大筋の素案について、その妥当性や相当性について意見を求めら

れ、相応な助言をしているのが実際であり、専門家アドバイザー候補者としても、第1回債権者集会で選任される前に、予めある程度の資料の提供を受けて、調査を進めていなければ、調査報告書を適時に提出することが難しい実情にある。対象債権者が再建計画案に同意するかどうかを検討するためには、専門家アドバイザーが提出した調査報告書を参考とするのが通常であるから、対象債権者が検討するために必要な時間的余裕を残して、調査報告書を早めに提出しなければならないが、そのためには選任される前の候補者の段階から調査を進めることを要する。実情に合う運用として容認されてよいであろう。

もっとも専門家アドバイザー候補者（後述の補助者も含む）の氏名等は、一時停止通知書に記載して事前に開示することにより、対象債権者が第1回債権者会議前又はその会議の席上において異議を述べる機会を失わないように配慮するのが相当である。

2 専門家アドバイザーの利害衝突

（1） 弁護士

専門家アドバイザーは、窮境企業の再建実務に経験が豊富で造詣が深く、金融機関に信頼される人物であることが望まれると同時に公正な第三者であることが要求されるが、適任と思われる弁護士の中には既にいずれかの金融機関の顧問弁護士であるものが少なくなく、多数金融機関が関わるガイドラインによる私的整理の専門家アドバイザーたる弁護士の適格として、顧問先金融機関が全く関わっていないことを求めるのは實際上無理である。大口債権者であるメインまたは準メインの金融機関と特別の関わりがなければ、それでよいとするのが実際の解決であろう。それでも予期に反して専門家アドバイザーの顧問先金融機関について偏頗行為の疑いが指摘されたこともあり、その場合にはその問題の調査判断からは、当該の関わり合いのある専門家アドバイザーは回避し、その事実を対象債権者全員に開示したことがあった。そのような場合に備えて利害衝突がないことが明白な場合を除き、複数の弁護士を専門家アドバイザーに選任しておくのが妥当である。

（2） 公認会計士

専門家アドバイザーとなる公認会計士又は監査法人についても、企業再建の実務について豊富な経験と深い造詣を有する中立公正な第三者であることが求められる点は、弁護士と同様である。

個別案件について公認会計士が専門家アドバイザーとなるためには、その公認会計士が債務者会社、主要債権者、準メインバンクのいずれの財務書類に係わる監査又は監査証明、財務書類の調整や調査、あるいは財務に関する相談等の各業務に従事していない等、特別の関わりがないことが必要であろう。

監査法人についても基本的には公認会計士の場合と同様である。ところが大規模監査法人は多くの金融機関や大企業に関わりを持っている上に様々な制約があるために、実際には専門家アド

バイザーとなることは困難である。大規模監査法人に所属する個人である公認会計士も同様であり、専門家アドバイザーになっていただけないのが現状にある。

ところがガイドラインによる私的整理の対象となる債務者会社には大企業が多く、専門家アドバイザーとして調査検証を実施するためには、大規模監査法人の協力が不可欠であることが少なくない。大規模監査法人は専門家アドバイザーとならないとしても、専門家アドバイザーの補助者として協力することは可能である。専門家アドバイザーは、補助者の調査結果を鵜呑みにするのではなく、それを参考にして自らの責任において確認調査を行い判断するのであるから、補助者と関係者との利害衝突については、専門家アドバイザーについて要求される程に厳格に解釈する必要はなく、その監査法人が債務者会社及び主要債権者の財務書類の監査業務に携わっていないければ、仮に準メイン銀行などの監査を実施したとしても、専門家アドバイザーの補助者にはなれるとしてよいであろう。もっともその場合にも補助者たる大規模監査法人の内部において、相互に情報を遮断するための厳格なファイヤーウォールの仕組みを構築し、守秘義務を遵守することを確約するなど、利害衝突に関して相応の配慮が必要となる。

ガイドラインによる私的整理の専門家アドバイザー業務について大規模監査法人の一層の協力が期待される。

3 専門家アドバイザーの推薦

専門家アドバイザー適任者について十分な情報が共有されていない現状を考慮して、本実務研究会は末尾記載の者を構成員とする専門家アドバイザー推薦委員会を組織した。もとより専門家アドバイザーを選任するためには、推薦委員会による推薦を経なければならないものではなく、関係者等の手持ちの情報では適任者を得ることができない例外的な場合に備えたに過ぎない。推薦委員会の推薦を得るには、「私的整理に関するガイドライン研究会」の事務局である全国銀行協会事務局を經由されたい。推薦委員会は適任者を推薦するために最善の努力をするが、推薦委員会と推薦委員はもとより全銀協も、被選者の人物や能力について何らかの保証をするものではなく、情報提供の手助けをするに過ぎないことを御了解願いたい。

第5 税制上の問題についての提言

- 1 会社更生手続又は民事再生手続が開始された場合と同様に、資産評価損を税務上損金に算入することを可能とすること

会社更生手続においてなされる財産評定によって生じた評価損は損金算入が可能とされており（法人税法33条2項、法人税法施行令68条1号八、同条2号八、同条3号ホ、同条4号イ(2)ロ）、民事再生手続においてなされる財産評定についても同様とされている（法人税法33条2項、法人税法施行令68条1号二、同条2号二、同条3号ヘ、同条4号イ(3)ロ、法人税基本通達9-15(2)、9-16(2)）。ガイドラインによる私的整理において資産の評価を

やり直した場合に同様の取扱いができるかどうか判然としない。そこでガイドラインによる私的整理において、債務超過の実態に合わせて財務の再構築を行うためには、外部に資産を譲渡するなどによって評価損を現実化させなければならず様々な支障が生じている。

民事再生手続において会社更生手続と同様の取扱いが認められているのは、「更生手続の開始決定又は商法の規定による整理開始命令があったことにより当該資産につき評価換えをする必要が生じたこと」に準ずる特別の事実があったとされるためである（法人税法施行令68条1号二など参照）。もともと商法による会社整理は、巷間行われていた私的整理が裁判所の関与の下に公正になされるように、法的な枠を嵌めたものであるが、専門家アドバイザーによって調査検証されるなどの点で、ガイドラインによる私的整理もその公正は確保されており、商法による会社整理に準ずるものということが可能である。とするとガイドラインによる私的整理の場合にも、「商法の規定による整理開始命令があったことにより当該資産につき評価換えをする必要が生じたこと」に準じた特別の事実があったものとして、民事再生と同様の取扱いとするのが相当である。税務当局の早急な対応を求める。

- 2 債務免除益と期限切れ繰越欠損金とを損益通算するにあたり、会社更生手続が開始された場合と同様に期限切れ繰越欠損金から優先的に使用することを可能とするよう関係法令を改正すること

民事再生手続においては再生計画による債務免除益と繰越欠損金とを損益通算することは可能であるが、過去5年以内の青色欠損金をまず使用し、それでも不足するときはそれ以前の繰越欠損金を使用することもできるとされており（法人税法59条、法人税法施行令117条3号）、ガイドラインによる再建計画による免除益についても、民事再生に準じて同様の損益通算が可能とされている（法人税法施行令117条4号、法人税基本通達12-3-1(3)）。

会社更生手続においては、財産評定によって生じた評価益と更生計画による債務免除益については、過去5年以内の青色欠損金から充てなければならないとの制限はなく、それ以前の繰越欠損金をまず使用することができる（会社更生法269条3項、法人税基本通達14-3-6）。つまり評価益と免除益とを通算しても、なお繰越欠損金が残っている場合には、将来の益金のうち残った繰越欠損金相当額までは、益金として課税されないことになるが、使用できる繰越欠損金の額がそれだけ多くなり、その分だけ早く債務超過を解消できることになる。

金融機関債権者から多額の債権放棄等を受けながら、なお繰越欠損金が残っているのに5年以上を経過したことを理由に損益通算できないとするのは如何にも不合理である。ガイドラインによる私的整理や民事再生の場合にも会社更生並の取扱いが可能となるように、関係法令等の改正が早急になされることが求められる。

第6 その他

1 ニューマネー融資債権

ガイドライン第6項(3)は、「一時停止の期間中の追加融資は、債権者会議の決議・・・により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。」と定める。いわゆる DIP ファイナンスである。私的整理期間中の新規融資については売掛金や手形などの担保を徴するのが一般的であり、優良担保又は一般担保を取得することによって、回収の危険性は低いから DIP ファイナンスによる融資債権については格段の引当を要しないのが通常であるから、開示債権であることがニューマネーの融資を渋る理由になるとは考えにくい。

2 整理回収機構の関わり

本実務研究会の席上、整理回収機構がガイドラインによる私的整理の手續に積極的役割を果たすことの可能性について論議された。

ガイドラインは倒産実務家国際協会が策定して各国にその採用を勧告した INSOL 8 原則を参考にして作られたが、その基になったのは英国で行われ 1990 年頃に内容が固まったとされるロンドン・アプローチである。過剰債務を負担するが再建の見込みがある企業を救済するために、多数金融機関債権者が協調して金融支援策をまとめるための不文律のルールである。紳士の国とは言え定着するのに年月を要し、中央銀行であるイングランド銀行が個々の私的整理の案件について調整役又は調停者として積極的な役割を果たしたようである。

これまでの6件のガイドラインの案件では、紆余曲折はありながらも、いずれも全員の同意により私的整理を成立させることができたが(一部手続中)、今後、ガイドラインがより活用されるようになると成立までに更に難航する案件もあり得る。整理回収機構が公正な立場から調停者となり、公正衡平で妥当な解決のために、債務者、主要債権者、対象債権者間の調整役としての役割を果たし、私的整理の成立に尽力していただければ幸いである。

また言うまでもなく、整理回収機構が対象債権者の債権を買い取った上で、当事者としてガイドラインによる私的整理の手續に参加して、自ら対象債権者としての立場から、その成立に力を貸していただくことも可能であろう。具体策については関係各方面において引き続き検討がなされることが望ましい。

以上